

石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ

「特別遺族給付金」に関する 大切なお知らせです

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」
(以下「改正石綿救済法」といいます)が、令和4年6月17日に施行されました。
この改正により、以下の2点が変更になりましたのでご注意ください。

①

特別遺族給付金の
請求期限

令和14年3月27日まで
延長されました。

②

特別遺族給付金の
支給対象

令和8年3月26日までに
亡くなった労働者のご遺族の方
へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効
(5年)によって消滅した場合に限ります。

お問い合わせ先

- 特別遺族給付金の請求手続などについては、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までご相談ください。
- 労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構までお問い合わせください。(フリーダイヤル 0120-389-931)

厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック → 雇用・労働「アスベスト（石綿）」へお進みください。(労災認定等事業場一覧表を掲載しています)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

① 特別遺族給付金の請求期限の延長

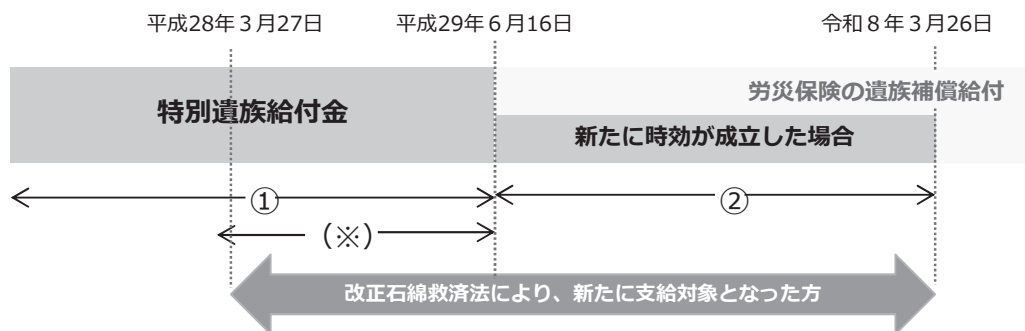
令和14年3月27日まで延長されました。

② 特別遺族給付金の支給対象の拡大

(1) 令和8年3月26日までに亡くなった労働者（または特別加入者。以下同じ）のご遺族の方へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限ります。

(2) 労働者が亡くなった時期により、支給対象となる給付が異なります。



① 平成29年6月16日までに亡くなった場合

- 改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。
- (※) 特別遺族給付金は、原則として請求の翌月分から支給されます。ただし、平成28年3月27日から平成29年6月16日までに亡くなった場合の特別遺族年金の支給は、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した日の属する月の翌月分から、さかのぼって行われます。

② 平成29年6月17日から令和8年3月26日までに亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続きを行ってください。
- ただし、改正石綿救済法の施行日（令和4年6月17日）以降、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が、労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合は、特別遺族給付金の支給対象となります。
- なお、令和8年3月27日以降に亡くなった場合も、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。

★ 請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合（1年未満）や、カルテやエックス線写真などが無いために亡くなった労働者の肺がんの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給が認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

救済給付（環境再生保全機構から給付）についても改正が行われました。

☆ 改正の内容についてはこちらをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

☆ 救済給付の手続きは、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所でを行っています。

【お問い合わせ】 フリーダイヤル 0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

☆ 救済給付との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものか仕事以外のものか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

最大助成率75%※

人材開発支援助成金に 事業展開等リスクリング支援コース を新設しました

人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を**高率助成**により支援する制度です。

※助成率・助成額は、条件により変わります。
詳しくは、次頁をご覧ください→

▶「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例：・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する
・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する
・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

▶「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例：・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた
・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
・顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

▶「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

- 例：・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した
・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



沖縄労働局・ハローワーク

LL041210沖01

支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること**

- i 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ii 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「**事業展開等実施計画**」（様式第2号）を訓練実施計画届と併せて提出する必要がありますので、
取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「**事業展開**」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のもの**
または6か月以内に実施したものである必要があります。

助成率・助成額

① 助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの 助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

本助成金では、助成金を活用する上で、支給対象事業主の要件などを設定しています。また、本助成金を活用して人材育成を行う場合は、訓練開始日から起算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画届を提出する必要がありますので、ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

■ 沖縄労働局 沖縄助成金センター TEL 098-868-1606
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



デジタル等成長分野の講座・オンライン講座等を
運営する教育訓練実施者の皆さまへ



教育訓練給付 学び直し応援キャンペーン

「デジタル等成長分野の講座」「土日・夜間・オンラインの講座」
の特別申請期間を設けて 労働者の学び直しを応援します

労働者の学び直しを支援するため、教育訓練給付講座指定の「特別申請期間」を設けました。
対象は「デジタル等成長分野の講座」、「土日・夜間・オンラインの講座」です。
教育訓練実施者の皆さま、この機会に講座指定申請をお願いいたします！

※通常の申請期間は、10月3日～11月7日です。

特別申請期間

2022年12月1日（木）～2023年1月10日（火）

対象講座

- デジタル講座
- 土日講座、平日（夜間）講座 ※通学制
- オンライン講座（eラーニング講座、一部eラーニング講座）

- ・新規指定申請に限ります（再指定申請講座は対象外です）。
- ・専門実践、特定一般、一般教育訓練のいずれも対象です。
- ・一般教育訓練は通常申請期間の新規申請を3講座までとしていますが、この期間中の対象の講座であれば申請数に上限はありません。
- ・2023年4月から対象講座として指定されます。

教育訓練給付制度とは

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に、訓練費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、レベルなどに応じて3種類あり、それぞれ給付率が異なります。

教育訓練の種類	専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
給付率	最大で受講費用の 70% [年間上限56万円・最長4年] を受講者に支給	受講費用の 40% [上限20万円] を受講者に支給	受講費用の 20% [上限10万円] を受講者に支給

お問い合わせ

講座指定の申請手続き

中央職業能力開発協会 能力開発支援部 教育訓練支援課
03-6758-2828/2825/2824

講座指定の基準

厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室
03-5253-1111（内線5398）

教育訓練給付制度について（厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

LL040920開若01

働くうえでのお悩みご相談ください

男女問わず・秘密厳守

無料労働相談

社会保険労務士が、労働者(家族・同僚・知人等)、雇用主からの相談に対し、双方の立場で解決に向けたアドバイスや情報提供を行います。

また、外国人労働者の方や支援者の方、使用者の方からの相談も受け付けております。お気軽にお問い合わせください。(日本語のみ)

●電話相談専用フリーダイヤル
(月)～(金) 9:00～17:00 土日祝休み
0120-610-223

社会保険労務士が男女問わず
労働問題にアドバイス!

パワハラ
セクハラ

賃金未払い

育休・介護休
について

休めない

突然の解雇



●対面相談のご予約
(月)～(金) 9:00～16:00 土日祝休み
098-941-4750

沖縄県女性就業・労働相談センター

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1
カフーナ旭橋A街区6階
HP: <http://owlcc.okinawa>



WEBサイト



Facebook



Twitter



雇用保険手続きを行う 事業主の皆さまへ

1

全体のバイブル

『事業所の行う事務手続き』の最新版を
厚生労働省ホームページにて公開
していますのでぜひご活用くださ
い。



雇用保険事務手続きの手引き

検 索

2

手続き一覧表

どのような場合、いつまでに何をだすの
かがわかる一覧表です。



厚生労働省 手続き一覧表

検 索

3

手続きのQ&A

制度の概要やお知らせ、各種手続きのQ&A
もこちらからご覧いただけます。



厚生労働省 雇用保険制度

検 索

4

様式集

下記のハローワークインターネットサー
ビスでは、様式の取り出しや作成が行え
ます。雇用保険手続支援 を
クリック。



厚生労働省 申請等をご利用の方へ

検 索



おすすめ！

電子申請利用率

おおよそ 6割！！

電子申請のメリット

- 24時間いつでも手続きOK！
- 事務処理時間・コスト節減！
- 記入漏れ等のミス防止！

電子申請（厚生労働省）

検 索



雇用保険手続は電子申請（e-Gov）が便利です。

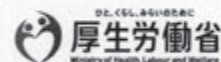


沖縄労働局職業安定部職業安定課・ハローワーク（公共職業安定所）

あなたの就職・社会参加への道筋を一緒に見出します。

就職氷河期世代 活躍支援

厚生労働省では、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った方々の、
就職・正社員化の実現、多様な社会参加の実現を目指した支援を実施しています。



相談
できるって、
心強い。

あなただけの相談・サポート!!

ハローワークに
就職氷河期世代
専門窓口^{設置}

働く準備を相談・サポート!!

サポステ[※]の
支援対象を
49歳まで^{拡大}

ご自身も、ご家族も。

ひきこもり等の悩みに寄り添う!!

社会参加へ向けた
各種支援機関
の充実

あなたの状況に寄り添った支援策と相談窓口を用意しています。

詳しくは特設サイトをCHECK

就職氷河期世代「限定・歓迎求人」も増えています!!

氷河期支援



※サポステでは、15歳～49歳の働くことに不安や悩みを抱えている方を対象に、個別相談、職場体験等の支援を行っています。

令和4年10月



就職氷河期世代の方に向けた 特別な支援です。



ご自身はもちろん、ご家族の方もお気軽に相談ください!!

何からしていいかわからない...

年齢も
気になる...

正社員として
働きたい...

働きたいけど
自信がない...

ブランクが
長くなって不安...

いつも
仕事が長続き
しない...

家族に
申し訳なく思う...

住む場所の
不安がある...

家族の
ひきこもりを
相談したい...

あなたに合わせた就職支援!! ハローワーク

面接
対策

求人
紹介

正規雇用、転職などを旨とした様々な
支援を行なっています

あなただけの
相談・サポート

希望する仕事のための
スキルや知識を習得

就職氷河期世代
専門窓口

ハロー
トレーニング

重複経験不問

あなたの状況に合わせた
効果的なセミナー

就職氷河期世代
限定・歓迎求人

就職氷河期世代
向けセミナー

きめ細かい就職支援

就職後もサポート

応募書類の作成
支援や面接指導

定着支援

支援策について詳しくはこちら



働く準備を相談・サポート!! サポステ

対象
49歳まで
拡大

ひとりひとりの目的、段階に合わせた
個別相談、就労体験などを実施しています

人と関わるのが
苦手な方は

自分に合った
仕事を探す

コミュニケーション
講座

ジョブトレ
(就業体験)

社会人としての
マナーを学ぶ

きめ細かい就職支援

ビジネス
マナー講座

就活セミナー
(面接等指導)

自信回復のために

就職後もサポート

集中訓練
プログラム

定着支援

支援策について詳しくはこちら



ひきこもり等の悩みに寄り添う!! 各種支援機関

専門
相談員が
対応

ひきこもり状態の方、住むところがない方
などへの支援を行います

各関係機関と連携

来所が難しい方は

社会参加への
準備支援

家庭への
訪問支援

家以外で安心できる
空間を提供

あなただけの
支援プランを作ります

居場所づくり

自立相談
支援事業

生活に困窮する方は

ご家族の悩みにも
寄り添う

住居確保
給付金

家族支援

支援策について詳しくはこちら



事業主のみなさま

就職氷河期世代の方々の採用や人材育成に活用
できる各種助成金などの制度が充実。
ぜひ就職氷河期世代の方々の積極的な採用や人材
育成をお願いします。

トライアル
雇用助成金

特定求職者
雇用開発助成金

人材開発支援
助成金

キャリアアップ
助成金

詳しくはこちら



サポステから
始めよう！

サポステは、
あなたの『働く』を
応援します。

サポステは、全国

177か所

サポステは、働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方にじっくりと向き合い、専門的な相談やさまざまな支援プログラムを通じて、就労に向けたサポートをする厚生労働省委託の支援機関です。

新規登録者数

1.7万人

総利用件数はのべ

47.7万件

就職等率は

68.8%

サポステアンバサダー
貴島明良香

記載のデータは全て令和3年度分です。

あなたの「働きたい」を進める



サポステ
地域若者サポートステーション



サポステは全国各地に！お気軽にご相談ください！

サポステは、 働くことに悩みを抱えている みなさんに無料で 就労支援を行っています。

地域若者サポートステーション（通称サポステ）は、「働く」への一歩を踏み出したい若者たちとじっくりと向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。毎年、多くの若者たちを仕事につないでいます。

就職等者数
11,556人

支援1年未満の就職率

85.5%

就職等率
(=就職等者数/新規登録者数)

68.8%

新規登録者数

16,807人

総利用件数

477,012件

記載のデータは全て令和3年度のものです



人と関わるのが
苦手なあなたに

コミュニケーション講座



向いている仕事
がわからないあなたに

ジョブトレーニング



社会人としてのマナーを
学びたいあなたに

ビジネスマナー講座



踏み出すまで
あと1歩のあなたに

就活セミナー（面接・履歴書指導など）



何から始めればいいのか
わからないあなたに

集中訓練プログラム



具体的なスキルを
学びたいあなたに

パソコン講座

一人一人にあった就労プログラムをご用意

あなたの「働きたい」を進める

サポステ
地域若者サポートステーション

アクセスはかんたん！

サポステ 検索



- ①公式ホームページから最寄りのサポステを検索。
- ②最寄りのサポステのサイトから電話やメールで相談。

サポステは全国各地に！お気軽にご相談ください！

不当労働行為の救済制度について

不当労働行為とは

不当労働行為とは、労働者に保障された団結権や団体交渉権、団体行動権を使用者（会社）が不当に侵害する行為のことを指し、労働組合法第7条で不当労働行為の禁止を定めています。

不当労働行為として禁止されている行為

（1）不利益取扱い

- イ 労働者が、労働組合の組合員であること、労働組合に加入または結成しようとしたこと、労働組合の正当な活動をしたことを理由に、労働者を解雇し、その他の不利益な取扱いをすること。
- ロ 労働者が労働組合に加入しない、または労働組合から脱退することを雇用条件とすること。

（2）団体交渉拒否

使用者が、団体交渉を正当な理由なく拒むこと。
※実質的に誠実な交渉を行わないこと（不誠実団交）も含む。

（3）支配介入

- イ 使用者が、労働組合の結成や運営を支配したり、介入すること。
- ロ 使用者が、労働組合の運営のための経費などを援助すること。

（4）報復的な不利益取扱いの禁止

労働者が、不当労働行為救済申立てをしたことなどを理由に解雇し、その他の不利益な取扱いをすること。

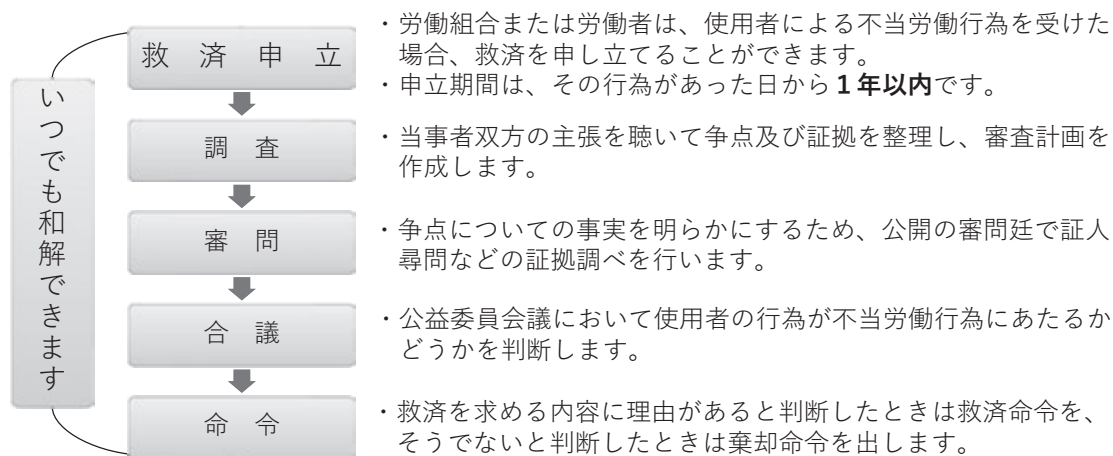


不当労働行為審査制度

労働組合又は労働者は、使用者による不当労働行為を受けた場合には、労働委員会に救済申立てを行うことができます。労働委員会は、申立てに基づいて審査を行い、不当労働行為の事実があると認められる場合には、使用者に対してこれを是正する命令を出し、労働組合や労働者を救済します。

なお、命令は正常な労使関係を回復することが目的であり、使用者を処罰するものではありません。

不当労働行為審査手続の流れ



- ✓ 申立人は、命令書が交付されるまではいつでも申立ての全部または一部を取り下げることができます。
- ✓ 当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、審査の途中でも和解を勧めます。
- ✓ 沖縄県労働委員会では、審査期間の目標を1年6月と定めています。
- ✓ 審査手続にかかる費用は無料です。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局（県庁2階）



TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554

Eメール :aa160008@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県労働委員会の
HPはコチラ▶▶

または

「沖縄県労働委員会」で検索🔍



育児関係の休暇や制度について

● 相談内容 ●

会社の総務を担当しています。子育て中の社員が多いので、育児に関する休暇や短時間制度の利用について、相談があります。

先日、育児休暇を申し出た社員に、その日が会社として繁忙日でもあったので、休暇の変更を相談したところ、「育児休暇は認めるべきではないか」と言われました。育児休暇について就業規則に定めていないため、この際整理して理解を深めたいので相談しました。

● 相談回答 ●

ポイント

- ・子育て支援のための制度として、育児休業、子の看護休暇、短時間勤務の措置、時間外労働の制限、所定外労働の制限、深夜業の制限があります。これは法令で定めている制度です。そのほかに、育児を目的とした「育児休暇」制度を設けることを会社の努力義務としています。

育児休暇は（平成29年10月に制定された努力義務の制度）、会社で定める制度ですので、対象者は、一般的に「小学校就学達するまでの子を育てる従業員」としています。会社で制度の定めがなければ、有給休暇などで対応することが多いです。

解説

- ・育児休暇は、法令の義務ではなく、従業員の育児支援のための制度として、会社独自で定めますので、対象者や休暇の日数、休んだ日の賃金を支給するのかもしれないのか等は、各会社で定めています。

会社で「育児休暇」の制度がなければ、今後に向けて、会社で検討することも必要です。社員が「育児休暇は、変更できないのではないかと申出ていることにつきまして、似たような休暇として「子の看護休暇」があります。

- ・「子の看護休暇」は、小学校就学前の子を養育する社員が、1年度において5日を限度として（該当する子が2人以上の場合は、10日）会社に申し出て、1日単位、1時間単位で取得することができる制度です。

「子の看護休暇」は、子が負傷、または病気の子の世話や予防注射などの病気の予防のために必要な世話をする社員に与えるものです。

育児支援の制度は、「法令で定めたもの」と、「会社独自の取り組み」など、いろいろな制度がありますので、制度の内容・対象者の条件などについて、社員が上手に利用できるよう全体への説明を行い、育児と仕事がスムーズにいくよう進めましょう。

お問合せ先

沖縄県女性就業・労働相談センター

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄県)	完 全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	R2=100	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	96.8	96.8
21年	31,974	284,657	12,018	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	96.1	95.5
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	95.3	94.8
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	95.3	94.5
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	95.0	94.5
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	95.3	94.9
26年	32,852	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	97.8	97.5
27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	98.4	98.2
28年	33,788	290,306	14,978	117,896	31	4.4	27,001	26,318	0.97	2,120	98.7	98.1
29年	34,636	288,447	15,395	125,882	27	3.8	25,758	28,598	1.11	2,099	99.1	98.6
30年	34,426	315,950	15,381	143,732	25	3.4	24,876	29,052	1.17	1,982	100.3	99.5
令和元年	34,772	325,731	16,015	143,841	20	2.7	25,498	30,442	1.19	1,922	100.6	100.0
2年	35,326	328,737	15,972	144,617	25	3.3	27,972	22,520	0.81	1,680	100.0	100.0
3年	35,662	336,079	16,231	141,798	28	3.7	30,588	22,343	0.73	1,710	100.1	99.8
令和3年9月	35,686	337,382	16,266	140,066	27	3.6	32,231	23,652	0.73	1,477	100.7	100.1
10月	35,656	336,624	16,465	144,711	20	2.7	32,200	23,764	0.74	1,430	100.8	99.9
11月	35,617	336,208	16,612	143,347	24	3.1	31,832	23,572	0.74	1,376	100.7	100.1
12月	35,580	336,966	16,696	143,254	26	3.4	31,775	23,788	0.75	1,159	100.5	100.1
令和4年1月	34,899	334,578	15,976	155,606	30	3.8	32,037	25,020	1.32	1,056	100.7	100.3
2月	34,837	334,368	15,912	155,499	32	4.1	32,357	25,414	1.33	2,485	100.8	100.7
3月	34,688	334,424	15,816	149,232	26	3.4	32,737	25,471	1.39	3,029	101.5	101.1
4月	35,201	338,606	15,945	149,550	22	2.8	32,644	27,239	1.56	1,926	102.2	101.5
5月	35,280	333,029	15,993	154,542	21	2.8	32,244	27,652	1.78	1,856	102.4	101.8
6月	35,268	337,910	16,247	149,197	21	2.8	32,185	29,047	1.66	1,607	102.8	101.8
7月	35,364	332,141	16,281	154,658	29	3.9	31,802	29,041	1.62	1,360	103.1	102.3
8月	35,165	331,788	16,435	156,452	26	3.4	30,995	29,196	1.75	1,261	103.4	102.7
9月	35,251	336,390	16,344	149,987	24	3.1	30,668	29,929	1.70	1,325	104.1	103.1
資料 出 所	県 統 計 課						沖 縄 労 働 局				県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全 国	沖縄県	全 国	沖縄県	全 国	沖縄県	全 国	沖縄県	全 国	沖縄県	全 国	沖縄県
							円	円	円	円	円	円
平成19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年	148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年	148.6	149.9	135.9	140.0	12.7	9.9	361,593	280,554	289,899	238,662	71,694	41,892
29年	148.4	150.6	135.8	140.0	12.6	10.6	363,295	283,056	290,954	240,671	72,341	42,385
30年	147.4	146.2	134.9	138.0	12.5	8.2	372,164	272,026	295,945	233,588	76,219	38,438
令和元年	144.5	144.0	132.1	134.1	12.4	9.9	371,507	278,190	296,123	236,194	75,384	41,996
2年	140.4	139.6	129.6	130.1	10.8	9.5	365,100	283,770	293,056	240,683	72,044	43,087
3年	142.4	141.9	130.8	132.3	11.6	9.6	368,493	275,343	296,652	233,416	71,841	41,927
令和3年9月	141.4	140.2	130.1	131.1	11.3	9.1	304,525	233,507	296,347	232,888	8,178	619
10月	144.8	147.3	133.1	137.3	11.7	10.0	305,596	238,801	298,582	236,353	7,014	2,448
11月	145.8	146.3	133.7	136.4	12.1	9.9	319,111	248,847	298,029	235,000	21,082	13,847
12月	144.5	147.5	132.2	136.5	12.3	11.0	668,518	474,279	298,585	238,226	369,933	236,053
令和4年1月	135.9	138.5	124.4	128.9	11.5	9.6	308,444	227,161	296,575	226,008	11,869	1,153
2月	136.6	133.2	124.7	123.8	11.9	9.4	305,157	225,971	299,516	223,539	5,641	2,432
3月	144.5	144.1	131.9	133.0	12.6	11.1	330,619	239,760	303,969	230,882	26,650	8,878
4月	149.0	144.8	136.1	134.4	12.9	10.4	321,785	235,181	307,905	229,171	13,880	6,010
5月	137.6	138.9	125.9	129.2	11.7	9.7	314,136	235,928	301,194	231,830	12,942	4,098
6月	149.6	145.6	137.5	135.5	12.1	10.1	561,918	368,918	304,007	232,395	257,911	136,523
7月	147.0	144.0	134.9	133.3	12.1	10.7	439,461	284,644	303,699	233,072	135,762	51,572
8月	139.1	142.4	127.8	132.3	11.3	10.1	313,414	253,336	301,851	232,436	11,563	20,900
9月	144.0	142.8	131.8	132.8	12.2	10.0	314,098	234,175	304,032	232,637	10,066	1,538
資料 出 所	県 統 計 課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上
 注) 一般職業紹介状況は受理地別

注) 消費者物価指数は「令和2年基準」へと変更に伴い、令和3年7月分以降の公表に合わせて改訂。



「労働おきなわ」160号 (琉球労働から通巻234号)

2022年12月31日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2366

FAX(098)866-2355

<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

印刷所／文字工房 ポスト

〒901-1111 南風原町字兼城631-1

TEL(098)889-6266

FAX(098)888-2297

